

第17回独立行政法人評価委員会

農林水産省大臣官房文書課

午後 1 時 30 分 開会

松本委員長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから、第17回になりますが、農林水産省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また残暑厳しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

開催に当たりまして、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項において、会議の定足数は過半数とされておりますが、委員、臨時委員26名のうち本日23名の方にご出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立要件を満たしていることをまずご報告申し上げます。

それでは、本日の議事及び配付資料の確認を事務局からお願ひいたします。

文書課長 7月に役所のほうで異動がございまして、新しく文書課長になりました高橋と申します。いろいろお世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元に、まず配布資料一覧がございます。

それから、その次に本日の議事次第をお配りしております、その後、資料の番号がそれぞれ右肩に振ってございます。資料1、資料2、それから資料3は枝番がついておりまして、資料3-1から資料3-9までとなっております。

最後に2枚、資料4というスケジュールのものと、それから最後の1枚は番号がついてございませんが、中期目標期間終了時の見直しについての農林水産大臣からの諮問文でございます。これを添付しております。

以上が本日配付させていただいている資料ですので、ご確認をいただければと思います。もし何かございましたら、事務局のほうに言っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

松本委員長 ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず最初の議事についてでございますが、各分科会の審議の過程及び結果についてでございます。

本年3月の評価委員会以降、各分科会において20事業年度の業務実績評価などについてご審議をいただいております。分科会における審議の経過及び結果につきましては、農林

水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして、委員会に報告いただことになっておりますが、各分科会の審議の状況については、資料2を御覧いただきまして、各分科会からのご報告とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

松本委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に入ります。

まず、事務局より中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについてご説明をお願いいたします。

文書課長補佐 事務局のほうから簡単にご説明させていただきます。

独立行政法人の見直し、当初案につきましては、8月末までに作成することとなっておりますが、独立行政法人通則法第35条第2項の規定におきまして、中期目標期間終了時の法人の事務・事業等の見直しの検討に当たっては、評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。

今年度は中期目標期間終了年度ではございませんけれども、平成21年6月23日閣議決定の経済財政改革の基本方針2009において、統合予定の3法人について、中期目標期間終了時の見直しを前倒すというふうに決められておりまして、今年度見直しを行うとしているところでございます。

資料の最後に、農林水産大臣からの評価委員会への諮問文をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、事務的な連絡でございますけれども、ご発言は目の前のマイクを使われる場合はボタンを押して発言していただきたいと思いますし、また必要であればハンドマイクを使っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

松本委員長 ありがとうございました。

さて、見直し当初案の説明についてでございますが、最初に法人の所管課より見直し当初案についてご説明をいただきまして、その上で各分科会での検討状況等についてご報告をいただいて、その後で意見交換を行う、こういう手順で議事を進めてまいりたいと思います。

それでは、まず知的財産課長より種苗管理センターの見直し当初案について説明をお願いいたします。

知的財産課長 生産局知的財産課長の川合でございます。

それでは、私のほうから資料3-1から3-3まで、この3つの資料に基づきまして、種苗管理センターの見直しにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料3-1を御覧いただきたいと思います。

種苗管理センターの見直しの基本的な考え方ということで、資料の左側に種苗管理センターの業務内容が記載してございます。

大きく分けて5つございまして、1つ目が農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、これは種苗法に基づくものでございます。

それから2点目といたしまして、農作物の種苗の検査ということで、これは種苗法に基づくもの、あるいはカルタヘナ法に基づくもの、あるいはISTAという国際機関の検査規程に基づくもの等がございます。

それから3つ目といたしまして、ばれいしょ、さとうきびの原原種生産・配布ということでございます。

それから4番目といたしまして、1番、2番、3番に掲げます業務に付随する調査研究。

それから5番目といたしまして、植物遺伝資源の保存、増殖ということで、具体的には農業生物資源研究所をセンターバンクとするジーンバンク事業のサブバンクということで、種を栽培形態という形で保存する必要があるものについて、サブバンクとして活動をしているというものでございます。この5つの業務を営んでおります。

それから、その次のページをお開きいただきたいと思います。

種苗管理センターの現在の体制でございます。21年4月1日現在で役職員302名、体制といたしましては、つくばの本所、それから北海道中央農場、以下10農場、それから中央農場に後志分場という分場がございますので、1本所、10農場、1分場体制ということになっております。

次に、資料3-2を御覧いただきたいと思います。

種苗管理センターにつきましては、今回の見直しに至るまでにおきましても、るる整理合理化等の取り組みを進めてきてあるということでございますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、資料3-2の1ページ目でございます。

19年12月の整理合理化計画に基づきまして、幾つか指摘をいただいております。これを左側に、さらにそれに対する対応状況を右側に記載しております。

まず、農作物の種苗検査ということで、種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務の廃止という指摘を受けまして、この業務を19年度末に廃止をしたところでございます。

また、ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討すべしというご指摘を受けまして、20年度からばれいしょ原原種の生産工程の一部を民間に移行しております。

また、組織の見直しということで、法人形態の見直しということで、先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用を結びつけるため、これらの研究所と種苗管理センターを一体化し統合することとしております。統合時期は、23年4月です。

これを受けまして、対応としては3法人統合を円滑に進めるために、現在、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めているところでございまして、農水省といたしましては、平成22年、来年の通常国会への統合法案の提出に向けて、新法人の業務・組織等に係る検討を行っているところでございます。

続きまして、支部・事業所の見直しということで、金谷農場、知覧農場を廃止するということで、これは20年4月に知覧農場、21年4月に金谷農場を廃止しまして、西日本農場に再編・統合を行っております。

また、組織体制の整備ということで、八岳農場の原原種生産配布業務の廃止に伴い、用地返還をするという指摘を受けて、これは20年4月に長野県に用地返還を完了しているところでございます。

また、自己収入増大のために、余剰となったばれいしょ原原種、規格外品について、種いもとして販売するというご指摘を受けまして、平成20年度に種いもとしての販売を始めてあるところでございます。

また、コンプライアンス委員会につきましては、20年4月に設置したところでございます。

それから、2ページ目に参りまして、これは17年11月にいただきました独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性、これに基づきましても幾つかの見直しを行っております。

1点目がばれいしょの原原種生産、配布業務の集約化ということで、具体的には18年度において八岳農場における原原種生産業務を廃止しまして、8カ所から7カ所に集約をしたところでございます。

また、2点目としまして、ばれいしょ原原種生産の効率化ということで、20年度から北海道中央、十勝農場、嬬恋において、急速増殖技術を導入したところでございます。

また、3つ目として、茶樹の原種生産、配布業務の廃止ということで、これは18年度をもって廃止をしたところでございます。

3ページ目を御覧いただきたいと思います。

栽培試験業務の集約化・効率化ということで、栽培試験業務の集約化ということと民間への開放というご指摘をいただきまして、右側の2つ目のマルにございますように、18年度において、北海道中央農場、嬬恋農場での栽培試験業務の廃止、久留米分室の廃止といった集約化を行いますとともに、3つ目のマルにございますように、18年度から既存品種と明確な区分性の判定が容易である植物を対象にして、公募による栽培試験の外部委託を実施いたしますとともに、にございますように、18年度以降は新たな出願植物につきまして、審査基準を作成するために必要な特性分類調査を一般競争入札により民間に委託をしているところでございます。

また、第3の検査業務の集約化は、これまでの説明内容と重複いたしますので省略をさせていただきます。

4ページ目の第4、中期目標における業務の重点化、効率化という点でございますが、まず1点目として、できる限り具体的かつ定量的な目標を示すべきということで、右側にございますような事例にありますように、数値目標を大幅に導入したところでございます。

また、第5の地方運営組織の効率化でございます。

17年1月当時、全国に12農場、1分場、1分室という体制をこれまでに2農場、1分室を廃止いたしましたところでございます。

これによりまして、右側の3つ目のマルにございますように、農場長2人、庶務会計職員2人を削減し、2,500万円強の削減効果を上げたところでございます。

また、常勤職員数もことし4月1日現在299名と17年1月1日現在に比べまして35名減少したところでございます。

また、第6、技術職員の業務見直しでございますが、技術専門職員が担当する業務につきまして、専門的技術を要する業務にシフトさせるということともに、単純作業についてはアウトソーシングを進めるというご指摘を踏まえまして、可能なものから一般職員の業務に移行させるということ、さらにアウトソーシングを進めてあるところでございます。

この結果、技術専門職員は17年の58名から21年の46名と12名減少し、さらに46名のうち

6名につきましては、一般職員への移行を図るため、現在研修中ということでございます。

それから、5ページを御覧いただきまして、合理化効果の発揮ということで、管理部門、生産部門の要員の合理化並びに総費用の削減ということで、これも右側の2つ目のマルにございますように、17年度対比で一般管理費、業務経費、人件費ともに減額を図るということをやってきてあるところでございます。

さらに、第8の非公務員化につきましては、18年4月1日から非公務員化に移行してきてあるところでございます。

続きまして、資料3-3を御覧いただきたいと思います。

今回、中期計画につきましては18年度から22年度までということでございますが、骨太方針の指摘を踏まえまして、1年前倒しで見直しをするということでございます。

具体的には、見直し内容といたしましては、左側の上のほうの事務・事業の見直しに係る具体的措置の欄にございますように、1点目としては農林水産植物の品種登録に係る栽培試験の高度化ということで、その右側にございますように、ゲノム研究の成果を活用し、種苗管理センターが行う品種類似性の高度化を図るということを掲げております。

具体的には、イネゲノム研究で世界の最先端を走っております農業生物研究機構、研究所との統合をにらみまして、こういった組織のゲノム研究の成果を活用して、具体的に品種の侵害という事案があった場合に、こういったゲノム研究の成果を活用しての対応をいたしたいという点が1点。

もう一つ、東アジア植物品種保護フォーラムの取り組みの中で、我が国の品質保護Gメンを研修講師として各国に派遣することにより、外国における権利侵害防止に資することとしております。

具体的には、日本、中国、韓国プラスA S E A N 10カ国を対象としまして、この国々の品種保護制度のレベルを日本、EU、アメリカ並みに将来引き上げることを目的とした東アジアフォーラムを昨年7月に立ち上げましたが、このフォーラムの中で我が国が取り組んでおります品質保護Gメン、具体的には品種の権利侵害があった場合に相談に乗る、あるいは証拠保全を図るといった業務を行う日本の品質保護Gメンの業務について、参考にしたいという国がありますので、これを各国に講師として派遣をするということを図りたいというふうに考えております。

それから、2点目として農作物の種苗の検査でございます。

これは、集約化という観点から品質検査のうち実験室において行うことができる検査、

具体的には発芽検査、純潔種子検査、病害検査につきまして、次期中期目標期間中に実施箇所を3カ所から1カ所に集約をする。具体的には、現在つくば本所、北海道中央、西日本農場で行っている実験室検査をつくば1カ所に集約をするということを実現したいということでございます。

また、真ん中の欄に2番として組織の見直しに係る具体的措置とございますが、これは先ほどご紹介いたしましたように、法人形態につきましては23年4月を目途に3法人統合を進める。それから、これに合わせまして組織体制の整備ということで、より効率的な組織体制について検討を進めておるというところでございます。これが種苗管理センター見直しの内容になるわけでございます。

なお、資料3-3の2ページ以下につきましては、今申し上げた内容を詳細に記載してございますが、ご参照をいただければと思います。

私のほうからは以上です。

松本委員長 ありがとうございました。

それでは、次に技術会議事務局総務課調整室長より、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所の見直し当初案についてご説明をお願いいたします。

調整室長 技術会議総務課調整室長の松岡です。

私のほうから、研究法人2法人、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所の見直し案についてご説明させていただきます。

資料のほうは3-4から3-9となっております。まず、3-4に生物資源研究の見直しのポンチ絵がございます。左上のほうに現行というところが書いてありますが、ここに現在の法人の目的、事業を書いてございます。

農業生物資源研究所の目的としましては、農業生物の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査、研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する試験、研究を行うこととなっております。

事務・事業としては、遺伝資源とゲノムの情報を組み合わせたアグリバイオリソースの高度化、それらを利用して農林水産生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明、3点目としましては、遺伝子組み換えとかそういった手法を用いて、新たな生物産業を創出するための利用技術の開発ということをやっています。4点目としては、これも重要な事業ですけれども、ジーンバンク事業のセンターバンクとして実施しているということでございます。

1枚めくっていただきまして、具体的に行っている調査、研究の例を挙げてございます。左の上のほうにはゲノムの研究のことが書いてございます。イネゲノムの塩基配列完全解読を2004年に完了しました。10カ国で共同して実施しておりますが、日本としては生物研の貢献によりまして55%の貢献をしております。

それから、動物では遺伝子組み換えによる疾患モデルマウスの開発、植物では稲のいもち病抵抗性遺伝子の発見とその機能解明、それから遺伝子情報をマーカーとして用いて、それで育種を効率化、加速化していくということをやっておりまして、出穂期が異なるコシヒカリの作出ということで、食味に関する遺伝情報はそのままで、出穂にかかる遺伝子のバリエーションによりまして、出穂期の異なるコシヒカリをつくると、そのような研究をしております。

それから、下の真ん中のところに書いてありますけれども、重要な研究として、新生物産業を創出していくということも行っています。

これまで養蚕とかを中心にカイコに関する研究をしておりましたけれども、そういった成果を用いて、遺伝子組み換えカイコを用いて、サイトカインですとか試薬をつくるという技術が確立されております。そういったものを利用しまして、ベンチャーを起こすとか、そういったことで新しい生物産業を創出していく、そのための研究、開発を行っています。

続きまして、農業生物資源研究所のこれまでの改革、整理合理化の取り組みについて、資料3-5に整理しています。

まず、事務・事業の見直しですけれども、こちらのほうについては、生物資源のゲノム研究を加速して研究課題の重点化を図る、そのための点検を20年度中に実施しなさいというご指摘を受けております。

平成20年度中に点検を行いまして、点検結果のところに書いてますが、花粉症緩和米等重点化プロジェクトを選定しまして、この2期期間中に重点的に行う課題を明確にして集中的に実施しているところでございます。

それから、組織の見直しですけれども、法人形態の見直しとしまして、農業生物資源研究所と農業環境技術研究所、種苗管理センターを一体化し、統合するという指摘を受けておりまして、これについては22年度通常国会の法案提出に向けて検討を進めているところでございます。

それからもう一点、支部・事業所の見直しという指摘を受けておりまして、農業生物資

源研究所は松本と岡谷に研究拠点を持っています。ここについて、つくばに再編統合するということと拠点を廃止するということを指摘しております。

松本地区につきましては平成20年度末に廃止しております。岡谷地区については、22年度末に廃止予定ということで、現在準備を進めているところでございます。

運営の効率化、自律化でございますが、保有資産の見直しとしまして、寄宿舎の利用率の向上という指摘を受けております。常陸大宮に放射線育種場がございます。そこを利用するに当たって海外、国内の研究者が利用するための寄宿舎でございますが、これについて利用率を図るという指摘でございます。

これにつきましては、国際プログラムを通じまして海外の研究者・技術者を招聘すること、大学との共同研究を推進することで、寄宿舎の利用率の向上を図っております。19年度は4%の利用率でしたけれども、20年度は9%に引き上げております。

それから、下のマルの2つ目、3つ目は、再編統合に伴いまして資産を売却する、あるいは返却するということを実施しなさいということでございまして、松本地区については一部売却をしておりまして、これについて21年度に売却をするということになっております。岡谷地区については、廃止後返還するという予定になっております。

あと、自己収入の増大でございますが、こちらについては特許料の見直し、ジーンバンクの配布価格の見直しを実施するということでございまして、知的財産につきましては、共同研究を促進して知的財産の取得に努めていくということをやっております。

それから、展示会ですか講演会、共同研究を推進しております。

それから、特許料の許諾料率の見直しについては、21年度から品種の許諾料について引き上げを実施しております。

ジーンバンク事業については、事業の利用拡大を図るということで、遺伝資源の配布価格に係る規程を見直しまして、研究用途のために多数の品種を利用したいという方のために、少量、多系統にも対応できるような料金、配布価格の見直しをしております。

次のページが、平成16年12月に前回の中期目標期間終了時の見直しに当たって指摘を受けたことでございます。

1点目、調査、研究の重点化ということでございますが、これは現在の中期目標、中期計画を設定する際に対応を実施しております。

第2の隔地チームの事務・事業の再編統合ということでございます。ここにつきましては、つくば市の本部のほかに、長野県松本、それから岡谷、山梨県の小淵沢に研究地点を

持っております。これについて、事務・事業について再編統合をしなさいと指摘を受けております。これについては、シルクテクノロジーの研究の一層の重点化を図るということで、つくば地区に統合するということで、松本、岡谷については廃止統合を実施し、廃止を予定しております。

それから、小淵沢の拠点、ここでは北杜地区と書いてありますが、こちらについてはカイコの品種・系統保存が重要であるということで、ジーンバンクの拠点としまして、その研究業務に特化するということで見直しを行っております。

それから3点目、研究支援部門の合理化でございますけれども、こちらについて要員の合理化を図ってアウトソーシングを推進するという指摘を受けております。対応としましては、研究支援部門として、電子化を進めまして情報共有ということで、グループウェアを活用しております。桑園の管理などについてはアウトソーシングをしております。

それから、ゲノムリソースの海外への配布に当たって、会計処理でカード決済をするとということで、利便性の向上等経費の節減を図っているところでございます。

次のページでございます。

非公務員による事務・事業の実施ということで指摘を受けておりまして、これは18年に非公務員化で実施しております。

第5、研究職の活性化という指摘を受けておりまして、若手の任期付き研究員の採用、幹部職員の公募、共同研究の推進、大学と包括的協力協定を結びまして、交流に取り組んでいるところでございます。

次のページに見直しの内容について案を整理しております。

まず、左の欄の事務・事業の見直しでございます。

整理合理化計画において決定された統合をスムーズに行うということと、統合効果が發揮されるように、これまで生物研が実施してきた生物科学、環境技術研究所が実施してきました環境科学、これらを引き続き実施するとともに、横断的な連携を図って、かつ融合研究を推進することにより新たな展開と革新的な技術開発を目指した研究課題を設定することを検討しております。

それから、ジーンバンクにつきましては、農業環境技術研究所、種苗管理センターがサブバンクとして担ってきた部分、これについてセンターバンクと一元的に実施する事業として戦略的に取り組んでいくということを検討しております。

それから、組織の見直しでございますが、こちらも先ほどからご説明させていただいて

いますが、22年度の通常国会提出に向けて現在検討中でございます。

そのほか、生物研については、支部・事業所の見直しがございますので、こちらについては計画どおり実施されるように、現在取り組んでいるところでございます。

3の運営の効率化、自律化でございますが、資産の見直しについても、指摘を踏まえまして、確実に実施するように準備しているところでございます。

2ページ以降は、個表としまして整理させていただいているが、説明は省略させていただきます。

続きまして、3 - 7でございます。

農業環境技術研究所の見直しでございます。こちらも左の上のように法人の目的、事業が書いてございます。

目的としましては、農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査、研究、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することです。

事務・事業としましては、カドミなどの汚染土壌の修復、それから農業環境のリスクの評価、管理、こういった研究開発を実施しております。

2点目としまして、生物多様性研究など自然循環機能の発揮とか、農業生態系の構造機能の解明といった研究を実施しております。

それから、重要な研究の基盤としまして、長期モニタリングなどを実施しております、農業環境の生態系の機能解明などの研究を支える基盤的研究を実施しております。

2枚目に、研究の具体的な例を示しております。

左のほうには、リスクの評価と管理技術ということで、例えば一番上に掲げておりますのは、土壤化学洗浄法ということで、水田の重金属、例えばカドミを化学的に処理をして、この後廃水を処理してカドミウムを含まない廃水を排水していくという技術を研究しております。これについては、水田については普及の段階に入っています。都道府県に普及をお願いし、農業環境技術研究所としては今後畑作を中心に、カドミなどの重金属の汚染防止対策、汚染の修復技術の開発に重点化していくということでございます。

それから、真ん中の欄には農業生態系の構造解明と管理技術ということでございます。

例えば、メタン発生を直ちに精緻に推計する技術、これによりまして栽培管理による温室効果ガスの発生抑制効果を示すということを開発しまして、水田の中干しを行うことによって水稻の生育期間中のメタン発生量を抑制するということがわかりました。そのような部分に成果を活用いただいております。

右の下のほうでございますが、昆虫・線虫等の所蔵標本ということで、環境研におきましては土壤とか微生物のインベントリーを持っておりまして、それをデータベースとして公開しまして、多数の研究者、行政、技術関係者にご利用いただいてます。

続きまして、3-8でございます。

農環研においても整理合理化計画の対応について整理しております。

まず、こちらも研究の重点化ということで指摘を受けまして、20年度中にリサーチプロジェクトの再編を行うということと、リサーチプロジェクトをどうやって進めていくかということで重点化を行っております。

例えば、温暖化緩和対策については、2つのリサーチプロジェクトを統合して重点的に実施することや、カドミについては、先ほどご説明しましたけれども、稻については成果が出てきましたので、都道府県の実証・普及に移行させて、今後は畑作に重点化するというような見直しをしております。

組織の見直しにつきましては、生物研と同様ですので省略いたします。

それから、運営の効率化、自律化でございますが、自己収入の増大ということで、土地や建物を外部に貸し付けるという指摘を受けておりまして、20年度におきましては、第一種使用の隔離圃場の貸し付けを実施しております。

それから、知的財産の積極的な活用でございますけれども、こちらについては产学研連携推進会議とか茨城県のフェアを活用しまして、知的財産の活用のための積極的な情報提供を行っております。

また、共同研究で外部資金が受け入れられるように規程の見直しを行っております。

次のページは、平成16年勧告の方向性へ対する対応状況でございます。

第1は、研究業務の重点化ということでございまして、こちらにつきましては第2期の中期目標、中期計画を策定する時点で対応しております。

研究支援部門の合理化でございますけれども、こちらについても生物研と同じように、電子媒体を用いて情報の伝達、共有化を推進しております。

アウトソーシングにつきましては、分析業務ですとかデータの整理、入力業務について人材派遣を活用しております。

技術専門職につきましては、契約職員による対応を推進するということと、体制を班体制からグループ体制に見直しまして、効率的な業務を実施しているところでございます。

次のページの第3ですけれども、非公務員化につきましては平成18年に対応させていた

だいております。

研究職の活性化という指摘を受けておりまして、若手任期つき研究員の公募、それからテニュアトッラク制を導入しまして、21年度には2名を採用しております。

幹部職の公募については21年度に1名実施したところでございます。他機関との研究者の交流についても、生物研同様に取り組んでいるところでございます。

3-9には見直し案の説明を整理しております。

事務・事業の見直しにつきましては、生物研と同様のことを記載しております。生命科学と環境科学の横断的研究、融合研究を推進し、新しい展開と革新的な技術を目指すということで課題設定を考えております。

組織の見直しにつきましては、22年の通常国会に向けて検討中でございます。

農環研につきましては、運営の効率化については、組織の見直し等の大きな指摘を受けおりません。

以上、2法人について説明させていただきました。

松本委員長 ありがとうございました。

それでは、次に各分科会より分科会における見直しに係る議論について報告をお願いしたいと思います。

まず、私が関係する農業分科会から報告をさせていただきます。

農業分科会では、先ほど知的財産課長より報告がありましたように、種苗管理センターの整理合理計画、これに基づいての質疑が大半を占めたところでございます。

ご承知のように、種苗管理センターは、全国にたくさんの分場、農場を抱えておりまして、それらが現場の問題を常に拾って、国民的なサービスに従事して、貢献してきたわけでございますが、このたび平成23年4月をめどに、農業生物資源研究所と農業環境技術研究所との統合により、こうした全国に散在しておりました分場あるいは農場が中央に次第に統合される、こういう事態になっているわけであります。

これに対して、現場の特に重要な問題を十分にそれで拾い集めて、国民的なサービスができるかどうかという、そういう懸念の声が上がってまいりました。あるいは、現場から非常にそれでは困るんだという苦情がないかということもありました。これに対して、事務局としては、今のところそのような苦情は聞いてはいないけれども、今後そうした苦情が出ないように、十分統合された諸機関で対応したい、そういう回答がございました。

それとジーンバンク、これはEU、それからアメリカ、そしてアジアのジーンバンクセ

ンター、これが日本に置かれているということで、アジアの諸国からは日本のジーンバンクの機能について非常に期待されているところでございます。

これについても、こうした統合でジーンバンクとしての機能のレベルが低下しないかというご心配をいただいているところでございますが、そういう低下が決して起こらないように最善の努力をしていく、こういう回答で審議のほうは終わったところでございます。

以上が、農業分科会の概略の報告でございました。

次に、農業技術分科会からお願いをいたします。

小林委員 農業技術分科会ではかなりの議論が行われましたけれども、一応、出た意見についてまず述べさせていただきます。その後で、私、個人的な意見を述べさせていただきます。

まず、組織改変により研究者のモチベーションが低下しないよう、新たな研究環境を構築することが重要であり、優秀な研究者を確保するため、魅力ある研究機関とすることが必要であるという意見がありました。

それから、国として農業研究における基礎研究が果たす役割を明確にするとともに、ジーンバンク事業や種苗管理センターの業務を農業政策上に的確に位置づけることが重要である。国民経済の発展や国民生活の向上につながるような道筋が見える提案とすることが必要である。

それから、組織運営について過度な効率化を求ることによって、研究業務に支障を来すようなことがないように配慮することが必要である。

それから、組織の適正な大きさを考慮し、研究ニーズに柔軟に対応できるような組織研究とすることが必要であるという、概略以上のような意見があったところであります。

要するところ、今回のこういう組織改変というのは、農水省自体から出てきているものではないというところに一番問題があるということであって、例えば種苗管理センターについても、農水省の中でどう位置づけられるのか、しかもこれは農業分科会にあってどちらかといったら業務を行う、サービスが低下しないかとかそんなことを気にしている。農業技術分科会のほうは研究機関が中心なのです。もともと研究機関とこういう一般業務を行う機関がどうして一緒にできるんだろうか、それを一緒にしないといけない理由というのは十分に説明されていないような気がするのです。

こちらの分科会では、研究機関の統合ですから、それなりの理由づけは考えられますけれども、これにサービス機関である種苗センターが併せて統合するとなると、サービス機

関と研究機関をどうして一緒にしなければいけないのか、その説明をぜひここで聞きたいというふうに思っています。

松本委員長 以上でよろしゅうございますか。

小林委員 はい、結構です。

松本委員長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして後で議論させていただきますので、とりあえず次の項目に入りますが、各法人の見直し、当初案について、それでは何かご意見、ご質問をこの際ちょうどいいしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

ございませんか。小林委員、どうぞ。

小林委員 先ほどの種苗管理センターの一番最後の資料3-3です。

この8ページ、事務及び事業に係る職員数が65人とあるのですが、これは正しいんですか。

知的財産課長 最初の資料3-1の2枚目に、役職員数302名という数字がございました。この8ページに記載しております65名というのは、さらに種苗管理センター、大きく分けて5つの業務をやってあるというご説明を資料3-1の1ページ目で書かせていただきましたけれども、5つの業務のうちの栽培試験に従事してある職員数が65名、ことしの1月1日現在で65名ということでございます。ですから、全体は役員、職員を含めまして302名、職員だけになりますと299名、これが全体です。

小林委員 事務・事業というのは幾つに分かれているんですか。

知的財産課長 これは資料3-1を御覧いただきますと、黄色い紙の1ページ目の左側に1番から5番まで書いてございます。このうちの1番の農林水産植物の品種登録に係る栽培試験に従事してある職員が65名ということでございます。

2番、3番、4番、5番の事務・事業にそれぞれまた残りの職員が従事しておるという関係になります。

小林委員 実際に、全国に分布していますけれども、この人数は合計したそれぞれの分野が入り込んでいるわけですか。分散しているわけですか。

知的財産課長 これは資料3-1の2ページ目を御覧いただくとわかりやすいかと思います。種苗管理センターを日本地図に落とした資料でございますけれども、5つの業務を1本所、10農場、1分場、これで分担してやっているわけでございます。

例えば、つくば本所ですと、農場2.4ヘクタールを持ち役職員が72名いると。この中で、

企画・調整は全体共通部門ですが、栽培試験と種苗検査と調査研究をやっていると。例えば、右上の北海道中央農場ですと、201.4ヘクタールの農場を持ちつつ、24名の職員が種苗検査とばれいしょの原原種生産に従事しているというふうに御覧いただきまして、今登場しました65名の栽培試験の職員というのは、本所で栽培試験をしている職員、それから栽培試験で言いますと、あと八岳農場というのが長野県にございます。それから、西日本農場というのが岡山県にございます。それから、雲仙農場、これらを合計した人数が65名ということでございます。

小林委員 ここにこの図では302名とありますけれども、こちらは308名になっていますよね、3-3では。

知的財産課長 この302名と……、ちょっとわかりにくいかと思ったんですが、資料3-3の2ページ目の真ん中からやや右側に職員の実員数308名とございます。これ、時点の違いでございまして、共通様式のずっと左側を御覧いただきますと21年1月1日現在、この資料は記入制ということなので、1月1日現在では308名だったと。

今、私が申し上げました資料3-1の2ページ目に出てくる役職員数302名、これはその横に書いてございますが、4月1日現在ということで、ちょっと時点が3カ月ほどずれてありますので、3月末で退職された方とかおられますので少し減ってあるということでございます。3カ月間の時点の違いというふうにご理解をいただきたいと思います。308名と302名の違いですね。

小林委員 これ、一番小さいところで13名ですよね。13名のところで、実際に1人か2人減れば12名か11名になるということですよね。八岳農場、13名職員数は。

知的財産課長 これは4月1日現在13名でございます。

小林委員 だから、302名と308名の違いというのは3カ月の違いだと言うけれども、實際にはこういう最低13名のところがあるわけですから、鹿児島農場とか。そういうところで2名減ったというと11名になるわけでしょう。大きな変化ですよね。

知的財産課長 今後、数の少ないところで仮に1人減れば、率に直しますと1割弱ぐらいの減少率になるということは確実かと思います。

小林委員 私が申し上げたいのは、少なくともこういう資料のデータの時点というのは統一して、数が一致するようにしておいたほうがいいのではないですかということなのですが。

知的財産課長 ご指摘のご趣旨は理解いたしますが、ここに資料3-1の2ページ目の

資料にございますように、各農場によって持つてある農地の面積も、大きいところは北海道中央とか胆振農場のように200ヘクタールあるいは300ヘクタールというところもございますし、今ご指摘のように八岳農場13.9ヘクタール、こういった面積の違いもございます。

また、やっている業務の内容も、八岳農場は栽培試験、要するに種苗法に基づく出願があつたときに、実際に出願のあったものを栽培して、既存の品質と違うかどうかを実際に育ててみて、資格審査で違いを判定するという業務を実施し、北海道中央はばれいしょ原原種の生産ということで、ばれいしょの種をつくる、あるいは種苗の検査をするということで、若干保有面積あるいは業務の性格がちょっと農場によって異なるところもございますので、農場ごとの人員、職員の数というのは、業務内容、それから保有面積に応じて若干異なつておるという実情にございます。

これは、つくばの本所のほうで全体業務のボリュームを勘案してこういう配分にしておるということでご理解をいただければと思います。

小林委員 もともとはもっとたくさん人数いましたよね。物すごく減ってきているわけでしょう。ここを見ると、例えば知覧農場廃止とか金山農場廃止とか、これ廃止の歴史みたいなものですよね。このセンターの位置づけがちゃんとなされていないからこういうことになるのではないかと思うのです。むしろ、これを私たちの分科会では、申請時に当たつて種苗管理センターの位置づけを農業政策上ちゃんとしてほしいという意見がたくさん出ておりました。

つまり、研究は、突然変異をつくったり、品種のもとになるものをつくったりしますけれども、品種育成というのはまた別の業務なんです、ある意味では。論文も書けないかもしれないけれども、自分がつくり上げた品種だという大きな成果ができるわけです。それが全国で使われる、あるいは世界中で使われる、それが一つの大きな業績になるわけです。これは国家戦略として非常に重要なことなんです。

アメリカあたりは、小麦のこういうセンターを持っているし、そこは門外不出ですよね。それから白色レグホンにしても、日本がみんなアメリカから買っているのはこういう原種から作られたハイブリッドなんです。その原種を管理し、交雑種をつくって配布する、そういうセンターというのは非常に国家戦略上重要なセンターなんです。それをどうも農業分科会のほうからこちらに追い出してきたんじゃないかと……

松本委員長 それはないんじゃないですか。

小林委員 そんな感じなんです、どう見たって。

松本委員長 では、井上委員、その点。

井上委員 種苗管理センターの委員として意見をお伝えしたいと思うんですけども、小林委員といいますか、法人の委員会のほうでそのような意見が出たというのは、ちょっと種苗管理センターのほうに長くかかわっている委員としては心外です。種苗管理センターとして、日本の品種育成・保護のための仕事として、ここに資料3-1に書いてありますように、栽培試験や、それから種苗検査、原原種のウイルスフリーの種イモなどを都道府県に供給するというような仕事をしているわけです。

3法人が統合されるというのが長い目で見ていいのかどうかというのは、本当にこれからにかかわってくると思うんですけども、法人が統合されるというのが決まった以上は、種苗管理センターの例えは理事長にも采配を振るっていただきたいと思います。3つが一緒になった場合、種苗管理センターを逆に「まま子扱い」して、むしろ研究所のほうで種苗管理センターが入ってしまって困るというような取り扱いをされたら、それは日本の品種の保護や育成などにとって大変まずいことになるんじゃないかなと思います。

実際に、種苗管理センターの人数は300人ちょっとという小さい組織で、品種の登録などをずっと行ってきた組織ですから、むしろ栽培のプロのノウハウというのを研究機関のほうに生かしていただいて、お互いにプラスになる方向に行くというふうに私自身は今感じているところですし、そなならなければならぬと思っています。

小林委員 見解の相違ですから何とも致し方ありませんが、逆に、発想が行政改革のほうから出てきた話なので、農水省みずからが考えたいわゆる自己改革じゃないですよね。自己改革だったらどうしてこういうことをやるか、私にはどうしてもわからないんです。

むしろ、種苗管理センターとジーンバンクとか、そういうものを全部統合して国家戦略として、農業戦略上非常に重要な位置づけのセンターをつくる。それは非常に重要なことで、僕らは大賛成することですけれども、ともかくこれとこれとこれを基礎研究でこの辺くっつけてしまえと。例えば、生物研で新しい生物自体をつくることはできますけれども、それを育種して品種にするまでには幾つもの過程があるわけです。

その過程を実際にやっているのはむしろ農研機構のほうです。これは2,000人も抱えている大きな研究所集団ですけれども、そこで現場等の対応を考えてやっているわけで、それが突然変異をつくる生物研と品種管理と配布の種苗センターでは、品種育成という間が抜けているわけです。これは農水省の机の上だけで考えたような案で、とてもおいそれとは乗れない案です。中には、この統合案はつぶしてしまえというような意見もありました。

今までいろいろな改革がありましたけれども、それぞれ原因があって、それに納得できる側面があったのですが、今回の研究機関とサービス業務機関の統合には、納得できる趣旨が伺えません。そもそも、私は品種管理はサービス業務ではなく、国の非常に重要な資産の国家管理の問題であると思っています。

原蚕種製造所というのが昔ありました。これは種苗センターのもとになるようなものですが、それが後の蚕糸試験場になったわけです。この製造所の所長がハイブリッドをつくり、一代雑種というのをつくり、全国に普及して日本の養蚕業というのが栄えたのです。つまり、国家戦略として交雑用原蚕種の製造が非常に重要だと所長が考えて一代雑種をつくり始めたのです。

これは農業戦略上非常な重要な戦略だったわけで、これが日本における蚕糸業が栄えた原因の第一歩になったのです。そのときにハイブリッドが10年間で99%普及したのです。そういう大きな国家戦略に基づいて種苗センターの位置づけがなされて機能していれば恐らくアメリカまで行って門外不出小麦を頭を下げる譲り受けたり、プロイラーのひよこを毎年購入しなくても済んだはずです。ハイブリッドライスだってそうです、琉球大学の先生が開発した雄性不稔のイネを政治家が中国にお土産に持っていって、中国でもそれが使えないで、アメリカに持っていくればハイブリッドライス、ミラクルライスになったのです。

つまり、こういう基礎的な考え方がちゃんとできていないから、大事な生物資源を粗末にするのではないかと思います。この歴史を見ても交雑種の考え方や品種が非常に粗末にされてきています。

松本委員長 今的小林委員の非常に強調されたところは、種苗管理センターがサービス業務が中心であって、研究機関ではないというような明言をされたわけですが、これはいかがでしょうか。こんなことはないと思うんですが、種苗管理センターのPTをやられている井上委員。

井上委員 研究員の方もおられますし、それからドクターを持っていらっしゃる方もおられますし、研究の報告というのも業績の中に出ています。この種苗管理センターの仕事の中の大きな割合を占めているわけではありませんけれども、こういう品種保護Gメンの仕事の方たちとか、DNAの分析などの研究報告は年に数報発表されていますし、それから学会等でも活躍されている、学会賞をもらった例もあります。私たちはあくまでも研究業務、種苗管理センターとしてのという前提はあるんですけども、研究内容についても高く評価しているという評価をいたしました。

以上です。

松本委員長 ほかのＰＴの方、ご意見ございませんか。いかがですか。

小林委員、それでは次にどうぞご意見がありましたらお願ひします。

小林委員 先ほどから言っている、ここの本来の存在は非常に重要です。重要性をもっと認めてほしいと思っています。私たちは、研究性が高いから基礎研究をやっているところと一緒にすればいいという、そういう安易な考え方でこれを動かしているのではないかと思うんです。農業分科会としては……

松本委員長 ちょっと待ってください。それでは知的財産課長に答えてもらいます。

知的財産課長 先ほど来、小林委員のほうからは、種苗管理センターは大変重要な業務をやっていると、そんな重要な業務をやっている……

小林委員 今やっている業務が重要だと私は一言も言っていません。この位置づけが重要だ正在しているのです。その位置づけがちゃんと今後の業務に生かされるかどうかなんです。

知的財産課長 資料3-2のところにも、また繰り返しになって大変恐縮なんですが、資料3-2の1ページ目の左側の上から3つ目の記載、これは今回の法人見直しの基本的な考え方でございまして、先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用等を結びつけるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する、これが基本的な考え方でございます。

先ほど来ご指摘がございましたように、私ども農水省としても知的財産業務、その中の品種の育成といったものは大変重要な政策分野であるというふうに思っております。

そういう中で、ご指摘にもございました各国では種苗というものを非常に国家プロジェクトとして重要な分野として位置づけているというご指摘もございました。私どもも、この種苗の問題につきましては、非常に重要な農政の分野ということで位置づけておりますし、またこの種苗だけでなく、知的財産政策全般の重要性にかんがみまして、昨年8月に従来種苗課という課を知的財産課に衣がえをして、知的財産戦略というものを一体的に進めていこうということで取り組んでいる次第でございます。

こういった中で、知的財産に取り組む種苗管理センターの機能、この分野、この機能が重要でありますればゆえに、この農業生物資源研究所あるいは農業環境技術研究所といった最先端の研究分野を行う研究独法とを一体化することによりまして、例えば先ほどご説

明をいたしました最先端のゲノム研究の成果をこの種苗管理センターが一体化することによって例えばD N A鑑定技術というものにしっかり反映していくこともできます。即物的なところでは、両研究所が持つてある例えば高速シーケンサーといった器材を共有するということも可能になってくるところでございます。

そういう意味で、種苗管理センターの業務が重要であるならばこそ、両研究所と統合してより高い機能性を発揮するということを目指しておるということでございまして、その点はご理解をいただきたいというふうに思っておる次第でございます。

小林委員 先ほどから何度も説明を戴いていますが、ここに今ばれいしょとうきびの仕事が残っている。これらは残っているが、茶の原種はやめたのでしょうか。

知的財産課長 それは廃止しております。

小林委員 やがてばれいしょとうきびもやめるのではないか。もともとこれはさとうきびと、それからばれいしょで始まったのだろうけれども、お茶でも始まっているわけでしょう。でもお茶の原種だけは廃止になった。

品種というのはどういうものか、あるいは原種というのはどういうものか、本来、原原種を保存するということは大変なことなんです。同じ機能をそのまま保存するなんていうことは簡単にできません。常に選抜の目を加えていないと正しい育種や品種維持というのできません。

恐らくこれだけの人数ではとてもアメリカで行われているような種苗戦略の本当のところはできないはずです。知的財産というけれども、矮性小麦というのはもともと日本の農技研でつくられた丈の短い小麦なのです。これは、雨風の強いところとかで、常に起きる倒伏を起きたないようにするために、アメリカ人がこれを使って、世界各地の小麦と全部かけ合わせて、矮性小麦世界の60%以上普及したんです。そのことによって、アメリカの種苗センターで品種育成した人間は世界の食料生産に貢献したことでノーベル平和賞をもらっているんです。本来ここはまさにそういう役割を果たすべきところなんです。そういうことをやるところじゃないですか。一般の知的財産と一緒に片づけるからこういうことになるんです。

知的財産課長 ちょっと今、小林委員のご発言 2 点あったと思うんですが、1つはさとうきび、それからばれいしょの原原種生産を今後どうするのかということでございます。

さとうきび、ばれいしょにつきましては病害虫に非常に弱いという特性があります。特に、ばれいしょなどにつきましては、シストセンチュウなど蔓延が懸念される病気が非常

に伝播しやすいということで、種苗段階から完全無菌状態のものを供給しないといけないという使命がございますので、こういった業務につきましては今後とも継続していくということで考えております。

また、新しい品種の開発というものを、ちょっと若干誤解があるのではないかと思うのは、種苗管理センター自体は新品種の開発は行っておりません。新品種の開発を行うのは一般的の民間の種苗会社であり、あるいは県の試験場あるいは農研機構等、そういった独法などが開発をし、この種苗管理センターが行っていますのは、こういった新しく開発された品種を種苗法に基づいて品種登録をしたいという場合、種苗法に基づいて農水大臣に申請が上がってくるんですが、その申請を受けた農水大臣が新しい品種として認定していいかどうかということを判定する際に、種苗管理センターに栽培試験ということで、従来最も似た品種と新しく申請が上がってきた品種を両方同時に栽培をして見比べてみて、新しい品種なのか、違う品種なのかということを判定してもらう。

これは、農水大臣の審査を補助してもらうということが業務でございまして、新品種の開発は基本的には種苗会社あるいは県の試験研究所、研究独法といったところが引き続き行うということに相なるわけでございます。その点はご理解をいただきたいと思います。

小林委員　ここは保存はしていないんですか。例えば、さとうきびの原原種あるいはお茶の原原種、ばれいしょの原原種というのは保存はしていないんですか。

知的財産課長　保存といいますと、毎年毎年ばれいしょにしてもさとうきびにしても農家の方が植える種苗というのは必要なものですから、農家の方が実際に農作業に使う種、苗、これを供給するもとになる原原種を無菌状態で供給するという業務を種苗管理センターが担ってあるわけでございます。これを保存というか……

小林委員　原原種ですよ。原原種というのはそうじゃないでしょう。

知的財産課長　原原種の供給をやっています。

小林委員　原原種は供給しますか。

知的財産課長　原原種の供給は種苗管理センターがやっておるわけです。

小林委員　原種じゃない？

知的財産課長　原種の供給はホクレンとか、あるいは公益法人とかそういった二次的な栽培、例えばジャガイモの場合1つの種から10個しか増殖できないものですから、最初の原原種を種苗管理センターが供給し、それをホクレンなりその他農協などが受けて原種にふやして、それを最終的に農家の種として供給するというシステムになっております。

小林委員 種苗法にどう書いてありますか。原原種はどこで保存するんですか。ホクレンとかそういうところが原原種を受けて、そこで増殖するわけですか。

知的財産課長 いろいろな品種開発の元になる種については、今ご指摘になっています種の保存というのは、農業生物資源研究所のほうでジーンバンク事業として、江戸時代からの種とか、明治、大正、昭和、平成と続いてきたいろいろなあらゆる種をジーンバンク事業として保管をしております。

ただ、その一部、種として保管できない、ちゃんと畑で栽培しながら保存しないといけないものについては、一部サブバンクとして種苗管理センターでも保存しておると、こういう流れになっておりまして、今ご指摘のありました種の保存はどこでやっているかというご質問に対しましては、ジーンバンク事業として生物資源研究所が中心になって行っておるということでございます。

小林委員 原原種管理所としてはここと2つあるわけですか、生物研と。

知的財産課長 通常の、今まさに全国の農家が作付をされているばれいしょとかさとうきびの原原種は種苗管理センターが供給しておると。農家が全然つくってもいなければども、種として保存することが大事だといったような種についてはジーンバンク事業で生物資源研究所が中心になって、一部環境研とか種苗管理センターもお手伝いをするという形で、これまで日本にある在来種とか、いろいろな種の保存管理を行っていると、こういう関係になるわけでございます。

小林委員 これは、先ほどから出てくる北杜市の生物研、小淵沢にある施設ですが、あそこは、今まで日本で開発された新品種を保存しているんです。そこには、例えばカンボージュとか、これはカンボジアの品種ですけれども、それからピュアマイルソールとか、これはインドの品種です。もともとその国にはもうないような品種まで全部保存してあるのです。

あと、蚕糸関係のこういうのを残しているのはフランスだけなんです。フランスと日本ではそういう研究所をずっと残してそういうものを維持している。これは、国家戦略に基づいてこういうものは維持しないととてもじゃないんです。それで、交雑に用いられる原原種というのは、原原種製造所はもともと蚕糸試験場ですから。原種を配布するというのは蚕糸試験場の業務としてはあったんです。

これは、蚕糸業法に基づいています。ですから、お茶の原種とか、それからばれいしょの原原種とか、そういうものは種苗法に基づいてどこが管理しなければいけない、管理

できるところというのは許可を得なければできません。原原種などというのは、門外不出でなければいけないんです。それを簡単に原原種を配布しているとかいうのは理解できません。原原種は恐らく特定の機関でしか栽培できないし維持できないはずなんです。実際には、ホクレンとかそういうところが受け取れるのは、原種のレベルです。2つの原種をかけ合わせて新しいものをつくる、交雑種をつくるとか、そういうことしかできないはずなんです。

それと、原原種農場というのは、恐らく種苗法の上で定義づけられていると思うんです。私、種苗法を知らないから判りませんが、少なくとも原蚕種製造所というのは、そういう意味でちゃんと法令上に位置づけられていました。

松本委員長 太田委員、どうぞ。

太田委員 林野分科会の太田でございます。大変貴重なご意見、お聞きしていて大変参考になりました。分野が違うところからの発言ですので、お聞き苦しいかもしれませんけれども、時間もたっておりますのでちょっとご意見、多分皆さんもある程度考えていらっしゃるだろうと勝手に推測しておりますが、実は森林の分野のほうでも林木育種センターが、今現在既に一体になって森林総合研究所に統合されてございます。ぴったりではございませんけれども、今回の統合にとっては同じような内容を持っているということです。

これを統合するときに、私たちも多少は議論をいたしました。先ほどからお話がありますように、外からの力といいますか流れでの統合ということもあるわけですけれども、その機会に、先ほどからサービスと言われているような種苗の配布といいますか、そういうものと、それから森林総合研究所そのものが持つてやっている育種の研究、そのあたりをうまく統合していくというプラス面もあるのではないかということで、そういう流れにあえて移行するというようなことはなかったというのが私たちの分野、先生方どう思っているかわかりませんが、私はそういうふうに対応しております。

今のお話を聞きますと、まさに小林委員の言われている内容は非常に重要だと思いますが、これは統合するしないにかかわらず、あるいはもしかしたら統合したほうがうまくいくのかなというような感じも今お聞きをしております。統合のメリット、デメリットがあるわけで、そのメリットの中には、今まで分化してきた研究なり、あるいは行政なりということをまとめていく、総合化していくというメリットと、それによってきちっとやられていた部分が少しあるそかになるのではないかというデメリットはあるわけですけれども、そういう時代の流れを含めて議論、あるいは統合していっても、先ほど言った重要な

部分ということを落とさないように、あるいはむしろそちらに力を入れるような形でもしそれが重要ならば、皆さんに総合していけば、全然うまくいかないわけでもないんじやないかなと思っております。

私たちの分野のそこが統合した後、メリットがあったかどうかについて、私、詳しくフォローしているわけではございませんから、余り何も聞こえてきませんけれども、このサービスの部分というか、その部分との研究との統合のメリットもないわけではないという感じをしております。

ほかの皆さん、いろいろご意見あると思いますが、そういうことで小林委員の意見も非常によくわかりますし、我々にも同じような状況がありますけれども、今までとは違う要請あるいは独法の流れの中で、それをより生かしていくという形でやっていくのも社会の方向かなというふうに、私は個人的にそういうふうに思っております。

いろいろな意見がございますでしょうが、そういうことで小林先生の意見を拝聴いたしました。

松本委員長 ありがとうございました。

では、時間も競っておりますので手短にお願いします。

小林委員 私は、事あるたびに社会の方向に逆らうほうなので失礼しているかもしれません、受け入れるべきところとそうでないところがあるはずなんです。ところが、これはむしろ私は引き受けてもいいと思っているんです。これはむしろ農業分科会に置くよりもこっちに置いたほうがちゃんと位置づけができるような気がするからです。だから、むしろ私は引き受けてこれをもっと本来の姿に戻したいというふうに思っています。これはあくまでもばれいしょとお茶から始まっているから非常に矮小化しているんです。でも、こういうセンターというのはもっと国家戦略上重要な位置づけがあるはずなんです。

太田委員 私も、社会の流れにそのまま乗っていこうというつもりは全然ございません。反対すべきところはきちんと反対する。そして、そういうことが非常に重要だと思うならば、農水省はそれに対応して独立に行くんだというふうに出されるべきだろうと思います。

総合的には、最終的に小林委員が言われたように、しかしメリットもあるんだという小林先生のあれで引き受けるということで、そのときにマイナス、あるいは見落としてしまう、あるいは必要な問題をおろそかにしてしまっては困るという、そういうご指摘なので、それも含め私は小林委員の意見を理解しているつもりでございます。

小林委員 これはある意味では、分科会でやるとまた縦割りの弊害が出てきます。それを超えるためには、こういうものは農業政策上非常に重要な位置づけがあるはずだから、そこにちゃんと位置づけて、みんなでフォローしてほしいということなんです、私の言いたいのは。

松本委員長 そのとおりですね。ありがとうございました。

はい、どうぞ。

新試験研究独法検討準備室長 技術会議事務局で3法人の統合を担当しております佐藤と申します。

分科会でも同様の発言をさせていただきましたけれども、3法人の統合が決まった以降、3つの独法さん、定期的に非常に頻繁に会合をして、積極的に前向きな議論を統合に向けてなさっていらっしゃいます。ですから、決して押しつけられたといいますか、後ろ向きの状態で臨んでいるわけではないということを一言申し上げたいと思います。

もう一つ、基礎研究と種苗管理業務、今度統合されると新しい法律に位置づけるということになるんですけれども、現行の3つの独法の業務はすべて継承するという姿勢でありますので、どちらの基礎研究も埋没することなく、種苗管理業務も埋没することなく、新しい法律にきちんと明文化されて残ることになります。

以上、2つ申し上げさせていただきました。

松本委員長 ありがとうございました。

たくさんの非常に貴重な意見をちょうだいいたしましたが、見直し当初案整理表については、大きな流れがございますので、それは了承することといたしますが、ただいまちょうどだいいたしました意見につきましては、附帯意見として整理させていただくことにしたいと思います。

なお、附帯意見の内容については、私のほうと事務局とで相談いたしまして整理させていただくということでどうでしょう、お任せいただけないでしょうか。

(異議なし)

松本委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしましたが、全体を通して何か意見を述べることを忘れた方、そういうことでこの際お伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。ございませんか。

それでは、特段ご意見がないようでございますから、最後に連絡事項がございますので、

よろしくお願ひいたします。

文書課長補佐 それでは、本日の議事につきましては、議事規則に従い、議事録にて公開させていただきます。議事録ができ上がり次第、各委員の皆様に内容を確認していただいた上で、農林水産省のホームページにおいて公開することいたします。資料の公開につきましても同様に行います。

また、今回の見直しに係る今後のスケジュールですが、今月末に総務省に見直しの当初案整理表を提出することとなっております。その後、総務省に事務局が置かれております政独委のヒアリング、それから現地視察等が行われまして、11月に政独委より勧告の方向性という見直しの内容が書かれたものが示される予定となっております。

その後、勧告の方向性を踏まえまして、再度見直し案を調整し、12月に行革推進本部の議を経まして見直しの内容を決定するという流れとなっております。

事務局といたしましては、12月の見直し内容が決定するまでの間、委員の皆様には見直しの検討状況等隨時情報提供等を行うとともに、最終的な見直し案の作成に当たっては、再度皆様の意見を聴取したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございました。

それでは、再度お伺いしますが、全体を通じまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、最後に私のほうから、先月22日でございますが、独法、各省庁の評価委員長の懇談会が持たれました。これは例年行われている懇談会でございますが、懇談会ということで、私のほうからその懇談会でどういうことを述べたかをご披露させていただくにとどめたいと思います。

農水省、ご承知のように、独法でいわゆる研究機関という機構を持っております。そういうところでは、例えば非常にレベルの高い世界的な、卑近な例で言えばノーベル賞に相当するような非常に高度な研究がなされているにもかかわらず、一般の評価基準とほとんど同じレベルで見られている。これは少しおかしいのではないかという意見を申しましたところ、農水省と同じように研究機関を抱える例えば文科省とか、あるいは経産省で、実はうちのほうでも全く同じそういう評価基準というのがいいかどうか、大変大きな議論を生んでいるということで、これは総務省の政独委に対して、少しその評価基準の見直しまでいかない、どういうふうにそれを是正したらいいか、訂正したらいいか、そういうこ

とを強く申し入れをしておきましたことをこの際ご報告申し上げておきます。

それでは、以上をもちまして、本日の評価委員会を閉会させていただきます。

皆様方には、長時間にわたりまして大変熱心な審議をしていただき、まことにありがとうございました。

午後2時57分　閉会